

令和4年 第4回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月26日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（13名）

会長

会長代理

7番	船川由孝
14番	鈴木木栄
1番	矢島清春
2番	大澤澤年一
3番	奥貫貫進
4番	江森森正之
5番	野村美左緒
6番	倉持昭夫
9番	熊谷隆夫
10番	山中中栄
11番	増田田隆司
12番	増田田福重
13番	松島島政雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡政美
関根俊男
梅山友行
石関関昭功
小池池昭三
小川川肇

4 欠席委員 農業委員会委員（1名） 8番 田中吉雄

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

報告第4号 遊休農地の利用意向調査について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主査 堀野真一

主任 岡安育子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

総会を始める前に、令和4年度の市役所人事異動によりまして事務局職員に異動がございましたので、紹介させていただきます。

新井主任が異動となりまして、新たに岡安主任でございます。

◆岡安主任

岡安主任挨拶をする。

◆局長

それでは、令和4年第4回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立していただきますことをご報告いたします。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席いただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

どうもありがとうございました。

続きまして、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり、進めることとなっております。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、初めに、第2回、2月の議事録を確認いたします。第2回の議事録についてご意見等ございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

なければ、第2回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番 倉持昭夫委員、9番 熊谷隆夫委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

今回は1件でございます。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 戸島字立野〇〇外6筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は5,806㎡、譲受人 茨城県猿島郡五霞町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 戸島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 54,419㎡、家族数 1人 耕作者数 1人。

所有権移転となります。

申請地には〇〇(株)の条件付所有権移転仮登記が設定されていることから、今回の申請に当たり、同社より同意書が提出されています。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

譲受人の〇〇〇〇さんですが、この方は30歳と年齢は若いのですが、農業は高校を卒業してから10年の経験があるということです。〇〇さんの土地の所有面積は1町ほどで、親戚から4町ほど借りており、合計5町だそうです。〇〇さんは〇〇組という会社に勤めています。この会社は、建築、土木、農業で約40人の社員がいるそうで、そのうち6名が農業をしておりますが、〇〇さんはそのうちの一人で、五霞町で30町、幸手市で10町の耕作を頼まれているということです。大型農業機械も多数保有しております。農業経営に当たっています。また、先ほど事務局から仮登記の説明がありましたが、草刈りを〇〇(株)から依頼を受けていまして、その関係から今回の土地の耕作をしているということです。

以上のことから、農地取得後もきちんと耕作できるので、問題はないと思います。

また、現地は既に田植が終わった状態でした。

それから、譲渡人の〇〇さんは、今回7筆の5,806㎡の土地に関しましては、第2回のおきの〇〇さんと〇〇さんの関係のときにご説明したとおり、農機具等は両親が亡くなったときに全部処分しているので耕作ができないということです。

住宅地図を見ていただきたいのですが、2ページ目のNo.1、3条の地図の②〇〇と③〇〇です。小さいのですが、隣地の土地と一緒に合体した形で田植がしてありました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

◆会長

ありがとうございました。

この案件について、私が補足説明させていただきますと、今回の申請のうちの2か所は私がこの先代から内々で借り受けて耕作をしております、この2枚がまだ田植がこれからでございます。今〇〇委員は植えてあったと言いましたけれども、その2枚だけがまだということでございます。

この案件につきまして、何かご質問等はございますか。

◆委員

〇〇組と〇〇さんの関係を聞き漏らしたのですが。

◆担当委員

〇〇組は、お兄さんが社長です。

◆委員

分かりました。では、〇〇さんは〇〇組の社長の弟ですね。

◆担当委員

弟です。弟の〇〇さんが農業部門の6名のリーダーシップをとっていると言っていました。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件でございます。

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 上高野字菩薩前〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、面積合計は696㎡、譲受人 東二丁目〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 大字上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅2棟 135.80㎡、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅2棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番〇〇委員からご意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

譲渡人の〇〇〇〇さんの息子さんのところへ、4月16日に〇〇委員に同行いただいて話を伺ってきました。それから、譲受人の(株)〇〇のほうは担当の〇〇さんという方に4月18日に私1人で話を伺ってまいりました。

それで、住宅地図をご覧くださいませでしょうか。No.2、5条、上高野〇〇外1と書いてある住宅地図ですけれども、今回の申請地が黒く塗りつぶしてあるところ。そのすぐ下のほうに〇〇と〇〇という斜線が引いてあるところが先月の委員会で〇〇さんの土地について転用が認められたところ。です。

〇〇さんの息子さんは、11年前に専業農家の父親が亡くなった後も勤めをしながら耕作をしてきたということで、去年の段階では稲を5反くらい作っていましたが、農業の後継者がいないということです。家の周りには2反ほどまだ田んぼが残っているので、それは引き続き自分で耕作するということでした。

それから、今回申請があった農地ですが、道路際のところに土が入っているんです。見た感じでは土を入れて事前に着工しているんじゃないかという印象を受けるような土の入り方をしていました。

このままだとここは許可できないだろうということで、18日に(株)〇〇へ行ったときにもその件を聞きました。(株)〇〇の話では、この田んぼの中を葛西用水のパイプラインが通っていて、それを今回造成する前に付け替えるということで、そのときの残土がそこに残っていて、パイプラインの工事と残土のことは葛西用水がやっているんだという説明でした。

工事の写真があるということでしたが、すぐに見ることができなかったので、後日、事務局のほうへ写真を提出し、掘り返した残土だけなのかどうか確認してもらおうようお願いし、事務局にそのことを報告しました。あとは、今日、どのように取扱うか判断をお願いしようと思っております。

以上です。

◆会長

この残土の件について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

この残土の発生理由は葛西用水のパイプライン工事に伴って農地に残土を入れたものになります。ただ、この残土については、代理人に早急に撤去するように本日伝えました。本日中に撤去は難しいが、早急に対応するという話でした。

◆会長

〇〇委員、撤去するそうです。

〇〇委員。

◆委員

私もこの前〇〇委員と見に行って、これは事前着工に当たると思いました。今朝また見に行ったら、そのまま残っているんですね。

残土を埋立てに使えると事前着工で、問題があるのではないのでしょうか。一般的に通行人が見たら、工事しているなという誤解を受けますよね。後でほかの物件が出てきたときに説明ができないでしょう。申請書の添付写真は残土が入っていない写真、これで申請してあるわけですから、現況と違うわけで、問題があると思いますので申し上げました。

◆担当委員

事務局へ付け替え工事の写真を提出するという事だったのですが、事務局は写真を見たのですか。

◆事務局

はい。

◆担当委員

それで、付け替え工事のときの写真で、その量が本当に残土だけなのかどうかということは確認できたのですか。

◆事務局

そうですね、写真を見る限りの判断なんですけれども。

◆担当委員

事務局も忙しいとは思いますが、申請の写真と現況が同じかどうかという確

認をいただいた上で委員のほうに送っていただければと思います。もし残土があるよと
ということが分かっているならば、この残土をどういうふうに判断しているかということも含
めて話をした上で現地調査できます。今後ご検討いただきたいと思います。

◆会長

事務局は筋道を立てて説明できるようにしてください。

◆局長

今後、情報としてお話しできることは、情報提供していきたいと思います。

◆委員

よろしく申し上げます。そうすると安心して審査ができると思います。

◆会長

残土は片づくということでございますので、よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、2番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
について、説明します。今回の案件は全部で4件ございます。議案書は3ページから
4ページになります。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 神明内 ○○○○、利用権設定をする者 上吉羽
○○○○、土地の所在 木立○○外1筆、地目 田、面積 448.24㎡、新規更新の別
新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり10,000円、作物 水稻、権利の種類 賃
貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 千塚 ○○
○○、土地の所在 千塚○○、地目 田、面積 623㎡、新規更新の別 新規、契約期間
5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 久喜市 ○
○○○、土地の所在 下川崎○○外13筆、地目 田、面積 4,723㎡、新規更新の別
更新、契約期間 4年7か月、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類

賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 杉戸町 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 中野○○外10筆、地目 田、面積 13,676㎡、新規更新の別更新、契約期間 3年、賃借料 10a 当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

それでは、まず初めに1番の案件が権現堂地区となりますので、地区推進委員の○○委員のご意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

4月17日に○○さんと○○さんにお話を伺ってまいりました。

貸付人の○○さんは、田を約70a 自分で耕作しておりまして、農業機械も一通りあるそうです。今回の利用権設定の田んぼは自宅から遠く、細くて長い田んぼのため耕作しにくいので、内々で5年くらい前から隣の田んぼの持ち主の○○さんに耕作をしてもらっていたとのこと。

借受人の○○さんは、田を約40a 耕作しております。農業機械等も一通りあるそうです。今年から畦畔ブロックを外して1枚の田んぼにするということで、新規に利用権設定を申請したものです。

特に問題はないと考えます。

◆会長

ただいま説明をしていただきました。

この案件につきまして何か質問はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2番の案件は行幸地区となりますので、地区の推進委員の○○委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

2番の案件は新規の申請です。貸付人と借受人両方にお話をお伺いしてきました。

まず、貸付人の○○さんは、これまで自分で4反ほど耕作を行ってきましたが、高齢になり、また後継者もなく、田植機も老朽化して処分したので耕作をしていくことが難しいことから○○さんにお願ひし、何とかこの案件のみ引き受けていただけたそうです。

借受人の○○さんですが、ほかの方より借り受けしている農地に隣接しているので、畦畔を除去することによって形もよくなり効率が図れるということで引き受けたとのこと。そして○○さんも借受人として要件は満たされていると思いますので、問題な

いと考えています。よろしくお願ひします。

◆会長

ただいまの2番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

3番の案件が幸手地区となりますので、地区の〇〇推進委員の意見を伺いたいと思ひます。

◆推進委員

本件は更新の申請であります。

貸付人の〇〇さん本人から話を伺ひました。5年前から〇〇さんに耕作をお願ひしていましたが、今回契約が切れるため、再度契約を行うものです。

また、借受人の〇〇さんですが、ただいま2番でも報告があり、今年の第2回、3回の農業委員会においても借受人として報告され、承認されております。

以上のことから、今回の案件については問題はないと考えております。

◆会長

ただいま説明していただきました。

何か質問等ございますか。

◆委員

これは更新で4年7か月という数字なんですけれども、何か理由がござひますか。

◆推進委員

これは〇〇さん本人から聞きました。貸付人の〇〇さんは、昨年11月の農業委員会において〇〇さんと17筆の更新契約を行ったところでは、そのときの期間が令和3年12月1日から令和8年11月30日の5年間であり、今回それと契約期間の終わりを合わせるために4年7か月としたとのことでは、次の更新のときは、前回の17筆と今回の14筆をあわせて申請があると思ひます。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにはござひますか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、次の4番の案件に移りたいと思ひます。

4番の案件が八代地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思ひます。

◆推進委員

本件は更新申請となります。

服部さんのお宅ですが、約1町8反の農地を耕作している農家で、本件のこの土地は〇〇さんが実家から相続したものです。耕作するには距離があり過ぎるため、〇〇さんをお願いしております、今回は3回目の更新になります。

ただ、期間が3年と短いために、次回更新の際には5年以上の期間でお願いしたいということと、中間管理機構を利用して貸す方法もあるので、ぜひ検討いただきたい旨お話をさせていただきました。

借受人の〇〇さんは大規模な稲作経営農家であり、本件については特に問題はないと思います。

◆会長

ただいま4番の案件について説明していただきました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。

市街化区域内の農地転用4条の届出5件報告する。

◆会長

続いて、報告第2号を事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

市街化区域内の農地転用5条の届出2件報告する。

◆会長

続いて、報告第3号を事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

報告第3号雑草対応状況について、報告いたします。

(各対応票と一覧表を説明)

◆会長

ありがとうございました。

それでは、続いて、報告第4号を事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

報告第4号遊休農地の利用意向調査について報告いたします。

(利用意向調査について説明)

◆会長

それでは、全ての議案が終了いたしましたので、局長にお返ししたいと思います。

◆局長

それでは、続きまして、事務局からの事務連絡となります。

◆事務局

(事務連絡を行う)

◆局長

それでは、皆様大変お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年4月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 倉 持 昭 夫

署名委員 熊 谷 隆 夫